

平成28年土幌町議会第3回臨時会

1 議事日程第1号 5月19日(金曜日)午前10時開会

日程番号1	会議録署名議員の指名
日程番号2	会期の決定 (諸般の報告)
日程番号3 承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号4 承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号5 承認第3号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号6 承認第4号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号7 承認第5号	専決処分の承認を求めることについて
日程番号8 議案第1号	指定管理者の指名について
日程番号9 議案第2号	平成28年度土幌町一般会計補正予算

2 出席議員(12名)

1番 細井 文次	2番 和田 鶴三	3番 秋間 紘一	5番 河口 和吉
6番 清水 秀雄	7番 飯島 勝	8番 出村 寛	9番 森本 真隆
10番 大西 米明	11番 加藤 宏一	12番 中村 貢	13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
----	-------	-----	-------

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	瀬口 豊子	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森 三宜子
産業振興課長	高木 康弘	産業活性化担当課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
病院事務長	山下 慎也	特別養護老人ホーム施設長	矢野 秀樹
子ども課長	金森 秀文	消防課長	淡中 済

6 教育委員会長の委任を受けて出席した者

教育課長	辻 亨	高校事務長	藤村 延
給食センター所長	鈴木 典人		

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	細野 幸彦
------	-------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長

寺田 和也

総務係長

藤内 和三

9 議事録

(午前10時00分)

1	加納議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回土幌町議会臨時会を開会します。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、加藤宏一議員及び1番、細井文次議員を指名いたします。</p>
2		<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
3	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。</p> <p>これから諸般の報告を行います。</p> <p>閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告により、ご了承願います。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p> <p>日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。</p>
	瀬口総務 企画課長	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。</p> <p>平成27年度土幌町一般会計補正予算〔第9号〕について、地方自治法第179条第1項の規程に基づき、平成28年3月30日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規程により報告をし、承認を求めるものでございます。</p> <p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,827万円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億7,784万5,000円に改めたものでございます。</p> <p>それでは歳出から説明いたしますので、10ページをごらんください。</p> <p>2款1項6目企画費では、25節いきいきまちづくり基金積立金を追加し、特定財源として太陽光発電施設貸付料を同額追加しております。13目財政調整基金費は、25節積立金を追加するものでございます。14目愛のまち建設基金費では、本年3月定例会補正以降の指定寄附金を特定財源といたしまして積立金を追加するもので、同寄附金を全額充</p>

当しております。

3款2項4目児童手当費は、対象者の減及び支給額変更に伴う実績により、20扶助費の児童手当を減額するものでございます。特定財源につきましては、国、道の負担金確定により、それぞれ減額しております。5日子育て支援推進費は、実績により20扶助費、不妊治療扶助費を減額するものでございます。

次に11ページをごらんください。4款1項1目保健衛生総務費は、21節看護師就学金貸付金の申請がなかったため、全額減額するものでございます。2目予防費13節委託料では、事業実績に伴い各種委託料をそれぞれ減額するものです。2項1目ごみ処理費、19節北十勝2町環境衛生処理組合運営負担金は実績に伴い減額するものでございます。

8款1項1目土木総務費は、いきいきまちづくり基金繰入金の追加による財源補正でございます。

同じく11款1項1目元金減債基金繰入金の減額につきましても、財源補正でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、7ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源でございます。

2款1項1目自動車重量譲与税から8ページの8款1項1目地方特例交付金までにつきましては、いずれも交付額の確定に伴い、それぞれ増額減額をするものでございます。

9款1項1目地方交付税は、各交付税の額の確定に基づき追加いたします。

9ページ19款5項5目雑入は備荒資金組合納付還付金は、2億2,357万1,000円減額し、収支のバランスをとったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

4 [日程第4、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。](#)

朗読を省略し、理事者に説明を求めます。産業振興課長。

高木産業 産業振興課、高木より説明いたします。

振興課長	<p>平成27年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算〔第4号〕について、地方自治法第179条第1項の規程に基づき平成28年3月30日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規程により報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>予算書をごらんください。専決処分の内容は、家畜共済勘定の財源補正でございます。</p> <p>歳出から説明いたしますので、5ページをごらん願います。</p> <p>2款1項1目死廃共済金の支払いについては、国、連合会の責任割合が8割で、町が2割の責任があり、加入者からの共済掛金の2割を町の手持ち掛金としていますが、平成27年度において共済事故の増加によって、実際の手持ち掛金に514万1,000円の不足が生じたことから、その財源として農業災害補償基金の法定積立金を取り崩すものであります。農業災害補償基金繰入金514万1,000円を新たに計上し、死廃保険金を同額減額するものであります。4ページの歳入につきましては、特定財源で説明いたしましたので省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく審議賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから承認第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。</p> <p>日程第5、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。</p>
5	<p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。病院事務長。</p> <p>山下病院事務長、山下より説明させていただきます。</p> <p>平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第6号〕について、地方自治法第179条第1項の規程により平成28年3月30日付をもって専決処分を行いましたので、同条第3項の規程により報告し、承認を求めます。</p> <p>内容につきましては、2ページの実施計画書をごらんください。</p> <p>年度末におきまして、材料費および経費に不足が生じたため、医業費用総額の増減を行わず、材料費263万円、経費221万2,000円を増額し、給与費472万6,000円、研究研修費11万6,000円を減額するものです。詳細につきましては、3ページ4ページの予算説明書をごらんください。</p>
山下病院事務長	

		<p>以上で説明を終わります。よろしく審議賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
	加納議長	<p>これから質疑を行います。ございませんか。 (な し)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから承認第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし)</p>
6	加納議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。 日程第6、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。</p>
	柴田副町長	<p>朗読を省略し理事者の説明を求めます。副町長。 承認第4号、土幌町町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規程により専決処分いたしましたので、同条第3項の規程により報告し、承認を求めるものでございます。 それでは説明資料で説明いたしますので、お聞きください。説明資料の2ページから7ページまでは、新旧対照表を載せてありますけども、その前に平成28年度の税制改正の要旨について、その改正内容、適用期日等を載せてありますので、こちらのほうで説明させていただきますので、1ページをごらんください。 はじめに改正案第1条は、土幌町町税条例の改正であります。最初に固定資産税の関係で、1番目固定資産税の非課税の規定の適用を受けることのできる改正でありまして、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療機関の養成所において、直接教育の用に供するものを追加するものでありまして、町税条例の第56条と第59条の改正であります。 2番目は、特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例割合の改正で、平成24年に改正いたしました地域決定型地方税制特例措置法、いわゆるわがまち特例でありまして、今回太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを変換する特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の特例割合についても地方税法で定める率と同率とし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間延長し、取得したのに対して減額措置を延長することを追加したものであります。条例につきましては、附則第10条の2の改正であります。 3番目は、新築住宅棟に対する固定資産税の減額を受ける申告の改正で、熱損失防止改修住宅等について、これはいわゆる省エネの改修ですけども、固定資産税の減額申請書に記載する事項として、工事に要した費用に加え、補助金等の額を記載するよう追加をしたものでご</p>

ございます。条例につきましては、附則第10条の3の改正であります。

次に改正案第2条は、土幌町町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例であります。この改正では平成4年の第4回定例会におきまして、町税条例の一部改正について議決をいただきました、町たばこ税に関する経過措置についてであります。この内地方税法等の一部改正により、引用条項および文言を整理したものでございます。適用期日等につきましては、いずれも平成28年4月1日から施行するものでありまして、3月31日に交付をしております。

以上で承認第4号の専決処分の説明といたします。審議をいただきまして承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから承認第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

7

[日程第7、承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。](#)

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 承認第5号、職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規程により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規程により報告し、承認を求めるものでございます。

この改正につきましては、「学校教育法等の一部を改正する法律」及び「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の施行に伴い、職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例等の一部を改正したものでございます。

説明資料の8ページをお開きください。

はじめに、第1条は職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例等の一部改正であります。第1条では、地方公務員法の改正による引用条項の改正であります。第4条の3、第1項第2号では小学校の次に義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を追加するもので、学校教育法の改正を受けた地方公務員法の改正でありまして、小中一貫校の前期課程と特別支援学校の小学部の部分を追加をしたものであります。

次に第2条は土幌町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でありまして、中学校の次に義務教育

学校を追加をしたものであります。

第3条は説明資料の9ページになります。職員の給与に関する条例の一部改正で、第1条と同様に引用条項を改正したものであります。

第4条では、土幌高等学校教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正で、引用条項の改正と及び教諭を教諭及び養護教諭に改めたものであります。

第5条では、一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部で、引用条項の改正をしたものであります。議案の8ページの附則でありますけども、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでありまして、3月31日に交付をしております。

以上で承認第5号の専決処分の説明といたします。審議をいただきまして承認賜りますよう、お願いを申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから承認第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

8

[日程第8、議案第1号「指定管理者の指定について」](#)を議題とします。

地方自治法第117条の規程によって、大西米明議員、中村貢議員の退場を求めます。

(大西議員、中村議員退席)

加納議長 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田 議案第1号、指定管理者の指定について説明申し上げます。

副町長 土幌町地域創造発信拠点施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規程により、議会の議決を求めるものであります。施設の名称につきましては、土幌町地域創造発信拠点施設であります。新しい道の駅ということであります。指定管理者につきましては、字土幌西2線162番地、土幌町商工会会長中村貢です。指定の期間につきましては、議会議決後町が指定した日から平成33年3月31日までの期間であります。指定管理者の募集につきましては、指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条に、公募によらない指定管理者の候補者の選定とありまして、地域の活力を利用した管理により、事業効果が期待できるときは公募によらないことができるという1項がありまして、土幌商工会からの申請といたしまして5月17日開催の指定管理者選定委員会により適切であると判断をされましたの

で、本議会に議決をお願いするものであります。

以上簡単ですが説明といたします。

加納議長 これから質疑を行います。11番、加藤議員。

加藤議員 指定管理者が商工会ということで出ていますけども、管理委託料に関しては記述がないということなので、その部分の考え方をお聞きしたいと思います。

加納議長 産業活性化担当課長。

亀野産業 産業振興課産業活性化担当課長、亀野よりお答えいたします。

活性化 商工会からの申込書の中で収支計画書が提出されてございます。その中で平成29年度の収支合計額が4,720万円ということで提示してございます。その内、指定管理料を均等して収入として3,500万円ということで見込みながら、収入収支のバランスを取りながら収支計画書を作成してございます。以上でございます。

加納議長 11番、加藤議員。

加藤議員 それは商工会から出たものですね。町側で考えている金額の見積もりや積算の根拠はどこらへんにあるのかなという話なんだけど。

加納議長 暫時休憩。

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開

加納議長 それでは休憩を解きます。産業活性化担当課長。

亀野産業 産業振興課産業活性化担当課長、亀野よりお答えいたします。

活性化 本年につきましては220万円ということで、開業準備費ということで予算計上してございます。今回土幌商工会から提示いただいた金額につきましては、先ほどお答えした金額につきましては、今後収益部門の出店者等、管理者も含めまして、営業時間、利用料金のそれぞれ負担の考え方等を協議いたしまして、今回の収支計画をもとに、内容を精査して全体の予算額を確定したいと考えてございます。以上でございます。

加納議長 11番、加藤議員。

加藤議員 いつ頃の時期にそれ出せるかな。まだ当然建物も建っていないわけなんですけども、今年度の計画で進む以上はめどをいつ頃という考えでいるのかお聞かせください。

加納議長 産業活性化担当課長。

亀野産業 産業活性化担当課長、亀野よりお答えいたします。

活性化 確定時期につきましては、実は今日19日で収益部門の申し込みの締め切りとなつてございます。来週5月25日にその出店者の選定委員会を開催いたしまして、収益部門の出店者が決定することになってございます。後に今予定しております、ハードの部分の工事発注が6月上

		旬を計画しておりますので、その後6月中旬から下旬頃を目指して一度中の管理運営者に集まっていただきまして、協議を行いたいと考えているところでございます。
	加納議長	質疑がなければ質疑を終結し、これから討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 大西米明議員、中村貢議員、入場してください。 (大西議員、中村議員入場)
9	加納議長	日程第9、議案第2号「平成28年度土幌町一般会計補正予算」を議題とします。
	加納議長	朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。
	瀬口総務 企画課長	総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。議案第2号、平成28年度土幌町一般会計補正予算第1号、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億4705万1,000円に改めようとするものでございます。 それでは歳出から説明いたしますので 5ページをごらんください。2款1項12目諸費は、20扶助費で105万1,000円を追加するもので、これは災害救助用物資備蓄の中の「おむつ・非常用排便収納袋」を熊本地震に対する救援支援物資として送った事による追加補充のほか、新たにトイレトペーパー、尿取りパット、ウエットティッシュ等を備蓄品として購入するものでございます。 次に、歳入について説明いたしますので、4ページをごらんください。18款1項1目繰越金は、前年度繰越金105万1,000円を計上して、収支のバランスをとったところでございます。 以上で、説明を終わります。宜しく審議を賜り、原案のとおり可決決定、頂きますようよろしくお願い申し上げます。
	加納議長	これから質疑を行います。ございませんか。 (な し)
	加納議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回土幌町議会臨時会を閉会します。

(午前10時29分)